

## 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱

令和2年4月10日付け2農畜機第262号

令和2年9月8日付け2農畜機第3226号

令和2年12月24日付け2農畜機第5215号

新型コロナウイルス感染症に伴うインバウンド需要・外食需要の減少により、和牛肉の在庫が積み上がっている状況にある。こうした中で、食肉処理施設等からの出荷調整の要請により肥育牛の計画出荷が行われることとなれば、肉用子牛の出荷も停滞することが懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肥育牛の計画出荷の影響を受けて、やむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う者に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）の別添2に定める地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業及び別添4に定める肉用牛導入支援事業の令和2年度の事業実施主体とする。ただし、当該事業実施主体が選定されていない都道府県における事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人又は一般財団法人とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、第3の1に規定する取組主体が計画的に行った肉用子牛の出荷調整により、計画出荷をした肉用子牛生産者（取組主体が自ら計画出荷を行う場合を含む。）に対し、第3の4に規定する期間に応じた助成金

を交付するのに要する経費について、補助する。

### 第3 事業の要件

#### 1 取組主体

(1) 取組主体は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人又は一般財団法人とする。

(2) (1) の生産者集団は、3戸以上の農業者から構成され、次に掲げる事項の全てを定めた規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ事業実施主体の長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### 2 交付対象となる肉用子牛生産者

助成金の交付対象となる肉用子牛生産者は、第4の2に規定する事業実施計画に基づき、肉用子牛の計画出荷を行った者とする。

#### 3 交付対象となる肉用子牛

助成金の交付対象となる肉用子牛は、(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

(1) 令和2年4月7日から令和3年3月31日までの間に開催される家畜市場の出荷予定牛のうち、第4の2に規定する事業実施計画に基づき出荷調整の対象となった肉用子牛であって、当該家畜市場の次の開催日(当該開催日が延期又は中止された場合は、当該開催日の次の開催日)に上場し、第三者に販売されたものであること。

(2) 第三者に販売された時点の月齢が満12月未満であること。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、出荷予定であった家畜市場の開催が延期又は中止された場合は、この限りでない。

#### 4 交付対象となる期間

助成金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、交付対象となる肉用子牛が出荷予定であった家畜市場の開催日の翌日から、第三者に販売された家畜市場の開催日(出荷予定であった家畜市場の次の家畜市場の開催が、新型コロナウイルス感染症の影響以外の理由により延期

又は中止された場合は、当該家畜市場の開催日) までの期間とする。

#### 第4 事業の実施

##### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。また、事業実施主体は、当該実施要領の写しを取組主体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

##### 2 事業実施計画の作成

取組主体は、本事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、取組主体から提出された事業実施計画書を取りまとめ、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

#### 第6 補助金交付の手続等

##### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。また、事業実施主体は、当該補助金交付申請書の写しを知事に提出するものとする。

##### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、1の補助金の交付決定後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業実施主体は、当該補助金交付変更承認申請書の写しを知事に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、本事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

事業実施主体は、別紙様式第4号の肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までに理事長に提出するものとする。また、事業実施主体は、当該実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

### 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、

別紙様式第5号の肉用子牛流通円滑化緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第9 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業に参加する取組主体の構成員に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

#### 第10 環境と調和のとれた農業生産活動

本事業に参加する生産者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

#### 第11 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和2年度とする。

#### 第12 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、生産者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体、生産者集団等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

#### 第13 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

#### 第14 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和2年4月10日付け2農畜機第262号）

- 1 この要綱は、令和2年4月10日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。
- 2 令和2年4月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年9月8日付け2農畜機第3226号）

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則（令和2年12月24日付け2農畜機第5215号）

この要綱の改正は、令和2年12月24日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。

(別表) 第5 関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 計画出荷に対する助成金の交付	取組主体が肉用子牛の計画出荷を行った肉用子牛生産者に対する交付対象期間に応じた助成金、その交付に要する振込手数料及び関係者との連絡調整に要する経費	定額 (ただし、助成金の額は、肉専用種及び交雑種については1頭当たり550円/日以内、乳用種については1頭当たり500円/日以内)
2 事業の推進指導	1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において肉用子牛流通円滑化緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 計画出荷に対する助成金の交付				
2 事業の推進指導				
合 計				

- 4 事業実施期間  
(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類  
(1) 定款  
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書



別紙 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施計画書

1-1 計画出荷に対する助成金の交付

(単位：円)

番号	取組主体の名称	実施時期	内容	補助率 又は額	事業費	積算基礎				負担区分		備考
						品種	頭数	単価	金額	補助金	その他	
1	( )											
2	( )											
3	( )											
4	( )											
5	( )											
6	( )											
7	( )											
8	( )											
9	( )											
10	( )											
合計												

注 取組主体の名称の欄の( )には、助成金の交付対象となる生産者数を記入すること。

1-2 助成金の交付に要する経費

(単位：円)

取組主体名	実施時期	補助対象経費	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
合計									

注 「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

2 事業の推進指導

(単位：円)

事業実施主体名	実施時期	補助対象経費	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
合計									

注 「費目」は、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、講師謝金、技術指導事務費、賃金及び事務諸費（振込手数料、印紙代等）とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛流通円滑化緊急対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を( )書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛流通円滑化緊急対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱の第6の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛流通円滑化緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名

預金種類

口座番号

口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用子牛流通円滑化緊急対策事業補助金について、肉用子牛流通円滑化緊急対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
〔 〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料